二(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市黒瀬町宗近柳国字塔ノ平三六の四・字ガガラ山三九の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四五の二・六一の九・六一の一一・六四の九・字水落山七六の五・七七の一四・七九の一五・八〇の四・八一の八・八七の四（以上十筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四十六条の規定に基づき、業務の全部を廃止する届出があったので、同法第五十条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年二月三日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録調査機関の名称	登録調査機関の住所	廃止する業務の範囲	廃止する年月日
エネサーブ株式会社	滋賀県大津市月輪二丁目19番6号	全ての登録調査機関の業務	平成二十四年一月三十一日

○国土交通省告示第百三十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
柏崎市大字鯨波字若宮甲一四四番六	前	最大 一八二
		最小 一六七
柏崎市大字笠島字御堂前二五三番三	後	最大 一八二
		最小 一六七
	前	最大 三〇三
		最小 二六四
	後	最大 三〇六
		最小 二六四

○国土交通省告示第百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

東北縦貫自動車道弘前線　蓮田市大字黒浜字桜ケ丘三四五六番九から同市大字黒浜字桜ケ丘三五一三番一〇まで　平成二十四年二月四日十五時

○農林水産省告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字大出一四一四の八、一四一四の一三、一四一四の一四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第百三十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平24第5001号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	サンデン交通株式会社	1．下関市内の特定路線 現行の半区170円、1区190円、2区220円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃を、半区190円、1区210円、2区240円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃に変更する。 2．その他の路線 現行の基準賃率39円40銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）を、基準賃率45円30銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃180円）に変更する。

○国土交通省告示第百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年九月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県四街道市大字物井、長岡、栗山及び千代田五丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　事業計画の認可の年月日　平成四年九月二十八日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十四年二月三日

○国土交通省告示第百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十五年建設省告示第千三百九十五号で指定した同号十五に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第百三十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平24第5001号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	サンデン交通株式会社	1．下関市内の特定路線 現行の半区170円、1区190円、2区220円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃を、半区190円、1区210円、2区240円、以後1区増す毎に20円加算の特殊区間制運賃に変更する。 2．その他の路線 現行の基準賃率39円40銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）を、基準賃率45円30銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃180円）に変更する。

○国土交通省告示第百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成四年九月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県四街道市大字物井、長岡、栗山及び千代田五丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　事業計画の認可の年月日　平成四年九月二十八日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十四年二月三日

○国土交通省告示第百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十五年建設省告示第千三百九十五号で指定した同号十五に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月三日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白崎谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（昭和二十四年建設省告示第九百二号で指定した白崎谷に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県鹿屋市

寿五丁目　三九六番一、三九七番一、三九八番一及び三九九番二、三九九番一及び三九九番二、四〇〇番三、四〇一番三から四〇一番五まで、四〇五番四から四〇五番六まで、四〇六番五及び四〇六番六、四〇七番三及び四〇七番四、四一一番二、五〇九七番九から五〇九七番一三まで、五〇九四番五、五〇九五番、五〇九六番一から五〇九六番三まで、五一一五番一から五一一五番三まで、五一一八番三及び五一一八番四、五一一九番一及び五一一九番二

白崎町

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷